平成28年中の主な活動等

1　主な火災の概要

火災の様相は年々複雑になり、消防活動の困難性や特殊性が高まっています。

このような中、あらゆる火災に迅速的確に対応するため、精強な消防部隊を育成、配備し、火災から都民を守るため日夜訓練と警戒にあたっています。

1－1　木造密集地域の火災

＜火災概要＞

平成 28 年 4 月、新宿区の木造建物が密集した飲食店街において、計 4 棟 306 ㎡を焼損する火災が発生しました。この火災で、けが人 1 名が発生しました。

写真 1　放水開始・立ち上がる白煙

写真 2　隣棟への延焼を阻止

＜時系列＞

時間（覚知からの経過）	内容	時間（覚知からの経過）	内容
13：33（～0：00）	覚知（119）	17：42（～4：09）	鎮圧
13：51（～0：17）	第2出場	19：32（～5：59）	鎮火

＜活動概要＞

消防隊到着時、火元建物から火炎が激しく噴出し、隣接建物へ延焼拡大している状況であり、現場指揮本部長の応援要請によりポンプ車などを増強出場させ、ポンプ車 20 台を含む計 43 台の消防車両が出場し対応しました。

また、地元消防団も 44 名出場し、消防署隊と連携した消火活動を行い、覚知から約 6 時間後に鎮火しました。

＜その他＞

火災のあった 2 つの商業組合は、区と連携し、災害の未然防止・被害の軽減を図るため 10 月に防災区民組織を立ち上げるとともに、地元消防署の協力の下、多くの飲食店経営者や従業員が参加した実戦的な自衛消防訓練・防災訓練を行いました。

また、翌年には消火栓の増設やスタンドパイプを新規に設置しました。

写真 3　地元消防団による放水

写真 4　密集地で活動する消防隊

写真 5　木造密集地の火災

1－2　航空機火災

＜火災概要＞

5 月、東京国際空港で航空機火災が発生しました。この火災により、シューターで機外へ脱出した乗員乗客のうち、19 名のけが人が発生しました。

＜活動概要＞

国土交通省航空局（CAB）から航空機火災の通報を受けた当庁は、大型化学車などを出場させ、最終的に化学消防車 6 台、救急車 14 台を含む 62 台の消防車両を投入し対応しました。

当庁の消防隊が空港内に到着した時、CAB 消防隊の大型化学車により一時的に初期消火されていたため、当庁は泡放射ノズルを活用し完全消火を実施しました。

また、到着後の情報収集で、機外脱出時に多数のけが人が発生していたことが判明したため、救急隊の増強出場やスーパーアンビュランスなどを出場させ、けが人 19 名のうち 12 名を医療機関に搬送しました。（他の 7 名（軽症）は、医療機関への搬送を辞退し、現場で救急処置を実施しました。）

＜その他＞

その後、CAB と連携し、当庁の消防隊が更に迅速に空港集結を可能とする方策を講ずるなど、各種取組を推進しています。

写真 6　泡消火剤の放射

写真 7　機内逃げ遅れの有無の確認

写真 8　受傷した乗客のトリアージ

写真 9　滑走路に避難した乗客

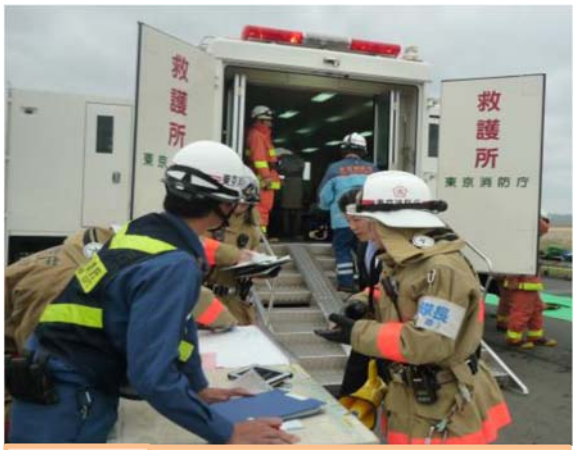

写真 10	スーパーアンビュランスを活用した救護活動

写真 11	スーパーアンビュランス内部の活動状況

＜時系列＞

時間（覚知からの経過）	内容	時間（覚知からの経過）	内容
12：44（～0：00）	覚知（専用電話）	14：21（～1：37）	鎮圧
13：33（～0：49）	救急特別第 1 出場	15：09（～2：25）	鎮火

2　緊急消防援助隊の活動

緊急消防援助隊とは、国内において大規模災害又は特殊災害が発生し、被災地の消防力のみでは対応困難な場合に消防庁長官の求め、又は指示に基づき応援を行うことを任務としており、都道府県単位で部隊が編成される隊のことです。

平成 28 年中は、東京都に出動要請があった大規模災害が 2 件あり、東京消防庁の部隊を派遣しました。

2－1　熊本地震への対応

＜災害の概要＞

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分頃、熊本県益城町で震度 7 を計測する地震が発生し、大規模な被害をもたらしました。

さらに、4 月 16 日 1 時 25 分頃にも震度 7 を計測し、その後も余震が頻発するなど、※死者 228 名、火災 15 件等の被害が発生しました。

※総務省消防庁調べ
（平成 29 年 4 月 13 日現在）

＜当庁の活動＞

平成 28 年 4 月 16 日 4 時 38 分、消防庁長官から東京都知事に対して緊急消防援助隊の出動要請があり、これを受け当庁から消防ヘリ 1 機を熊本県に派遣しました。

現地においては※ヘリサットによる情報収集、被害状況調査等を行い、翌 17 日に現地での任務を終え、帰庁しました。

※ヘリサットとは、ヘリによる空撮映像を直接、通信衛星に伝送するシステムのことで、本システムの活用により、全国どこからでもヘリ映像を中継することができます。

写真 12　当庁ヘリによる情報収集活動

写真 13　熊本県防災航空隊での活動調整

＜時系列＞

日　時	内　　容
4 月 14 日　21:26	熊本県益城町で震度 7 の地震発生
4 月 16 日　1:25	熊本県益城町、西原村で震度 7 の地震発生
4:38	消防庁長官から東京都知事へ緊急消防援助隊の出動の求め
6:50	消防ヘリ「おおたか」出場・多摩航空センター離陸 （当庁 6 名・総務省消防庁 2 名）
13:55	消防ヘリ「おおたか」　熊本空港到着　活動開始
4 月 17 日　12:45	消防ヘリ「おおたか」　現地での活動を終了　熊本空港離陸
17:45	消防ヘリ「おおたか」　多摩航空センター到着

2−2　岩手県岩泉町への対応

＜災害の概要＞

平成 28 年 8 月 30 日 18 時頃、大型で強い台風 10 号が岩手県大船渡市付近に上陸し、北海道・東北地方において、死者・行方不明者 27 名、全壊建物 513 棟という甚大な被害をもたらしました。

＜当庁の対応＞

平成 28 年 8 月 31 日 11 時 45 分、消防庁長官から東京都知事に対して緊急消防援助隊の出動要請があり、これを受け当庁から※指揮支援隊 1 隊及び消防ヘリ 1 機を被害の大きい岩手県岩泉町に派遣しました。現地においては、地元消防本部における指揮支援活動やヘリサットによる情報収集等を実施し、10 日間に渡り航空機延べ 2 機、人員延べ 19 名を派遣しました。

※指揮支援隊とはヘリコプター等で迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を任務とする隊です。

写真 14　当庁ヘリに搭乗する隊員

写真 15　空撮による岩泉地区被害状況

写真 16　岩泉消防署における指揮支援活動

写真 17　消防隊による重機を活用した検索活動

＜時系列＞

日　時	内　　容
8 月 31 日 10:45	消防庁長官から東京都知事へ緊急消防援助隊出動の求め 消防ヘリ「おおたか」指揮支援隊（1 隊 3 名）を搭乗させ岩手県へ出場
14:38	消防ヘリ「おおたか」花巻空港到着　以後、岩手県岩泉町の情報収集
17:00	指揮支援隊 宮古地区広域行政組合消防本部に到着 指揮支援活動を開始
9 月 2 日 10:45	指揮支援隊及び航空小隊の交代要員、岩手県へ出場
9 月 5 日 10:55	指揮支援隊の交代要員、岩手県へ出場
18:10	消防ヘリ「おおたか」現地での活動終了　花巻空港離陸
9 月 9 日 12:00	指揮支援隊の任務終了（消防庁長官引揚決定通知）
12:25	指揮支援隊　現地引き揚げ

3　水害・土砂災害の被害と対応

台風等で被害が予想される場合は勤務外の消防職員や消防団員を招集し、直ちに警戒体制に入り水防活動を実施します。

平成 28 年中に発生した台風 9 号による東京地方への被害及び当庁の活動について紹介します。

3－1　水害・土砂災害

＜台風の概要及び被害状況＞

平成 28 年 8 月 19 日、15 時にマリアナ諸島で発生した台風 9 号は、22 日 2 時には八丈島の西南西約 40 キロで強い台風となりました。22 日 4 時 59 分に、大雨、洪水警報が東京 23 区と多摩全域で発令され、多くの観測点で 1 時間に 30 ミリ以上の激しい雨を降らせ、青梅市では 1 時間に 107.5 ミリを記録、統計開始以来最大の 1 時間降水量を記録しました。

また沿岸部を中心に非常に強い風が吹き、三宅島では 22 日 10 時 43 分に西の風 30.4m/s の猛烈な風を観測しました。この台風 9 号の影響により各地で床上浸水等の水災が発生し、東村山市では、走行中の電車の最後部に崩れてきた土砂が接触して脱線する事故が発生しました。

写真 18　猛烈な雨による空堀川（東村山市）の越水

写真 19　がけ崩れによる電車の脱線

第 1 表　台風 9 号による被害状況

建物被害（件）					施設被害（件）				人的被害（人）		
床上浸水	床下浸水	地下街等浸水	半壊	一部損壊	道路冠水	道路損壊	がけ崩れ	越水	傷者	誘導人員	救助人員
29	109	11	1	13	59	1	17	6	1	16	2

＜当庁の対応＞

台風 9 号の接近に伴い当庁は水防第二非常配備態勢を発令、水災への態勢を強化し、浸水危険のある建物等への水防工法、浸水した家屋の排水活動等の水防活動を実施しました。男性 1 名が河川敷内に取り残され、消防隊が介添えにより救出しました。出場人員は消防団員を含め延べ 1,385 名、出場車両は延べ 206 台にのぼり、活動の内訳は、水防工法が最も多く 57 件、次いで排水活動が 43 件、警戒区域の設定が 13 件でした。

写真 20　排水活動

写真 21　河川敷での救助活動

写真 22　浸水防止活動

写真 23　警戒区域の設定

＜時系列＞

日　時	内　　容
8 月 21 日　22:00	水防態勢発令（東京消防庁管下全域）
8 月 22 日　6:00	水防第 1 非常配備態勢発令（東京消防庁管下全域）
8:00	水防第 2 非常配備態勢発令（東京消防庁管下全域）
19:30	水防第 2 非常配備態勢解除（東京消防庁管下全域）
21:20	水防第 1 非常配備態勢解除（東京消防庁管下全域）
8 月 23 日　6:00	水防態勢解除（東京消防庁管下全域）

4 救急業務

東京消防庁では、高度な救急サービスを提供するために、全ての救急隊に救急救命士を配置し、適切な応急処置と迅速な病院への搬送に努めています。

平成 28 年中の救急活動の現況と平成 28 年 6 月に発足した救急機動部隊を紹介します。

4－1 救急活動の現況

平成 28 年中の東京消防庁救急隊の出場件数は 777,382 件で、前年に比べ 15,580 件（2.3%）、搬送人員は 691,423 人で、前年に比べ 18,278 人（2.7%）増加し、それぞれ過去最高を記録しました。今後も高齢化の進展等に伴い、救急需要の増加が見込まれます。

東京消防庁では、都民及び東京を訪れる全ての方々の安全・安心を確保するため、いち早く傷病者がそれぞれの症状に応じた適切な医療の管理下に置かれるよう、最善を尽くしています。

写真 24　室内における救急活動

写真 25　交通事故現場における救急活動

写真 26　ストレッチャーにより傷病者を搬送

写真 27　多数傷病者のトリアージを実施（訓練）

4−2 救急機動部隊

救急機動部隊は、時間帯等によって変化する救急需要に合わせて救急隊を機動的に運用し、救急隊の現場時間短縮を図ることを目的として、平成 28 年 6 月 17 日に発隊しました。

救急需要の多い東京駅周辺及び新宿駅、歌舞伎町周辺を基点とし、29 名の部隊員が本部機動第 1 救急小隊（感染症対応特殊救急車）及び本部機動第 2 救急小隊（高規格救急車）にて活動しています。

また、この機動部隊の特徴として、感染症や多数傷病者の発生した事案、NBC 災害などの特殊災害にも対応することができます。

写真 28　東京駅警戒中の本部機動第１救急小隊

写真 29　現場へ急行する本部機動第２救急小隊

写真 30　東京駅の駅員と連携を図る部隊員（訓練）

写真 31　NBC 災害訓練に対応する部隊員

第 2 表　出場状況（平成 28 年 6 月 17 日から平成 29 年 3 月 16 日まで）

隊　名	全出場状況		東京駅への出場状況		新宿駅への出場状況		歌舞伎町への出場状況		西新宿への出場状況	
	出場件数	平均現着時間	出場件数	平均現着時間	出場件数	平均現着時間	出場件数	平均現着時間	出場件数	平均現着時間
本部機動第 1 救急	2,037 件	4.9 分	251 件	2.8 分	82 件	4.1 分	179 件	4.6 分	231 件	3.5 分
本部機動第 2 救急	2,145 件	5.2 分	185 件	2.9 分	129 件	4.3 分	199 件	4.8 分	352 件	3.8 分
合　計（平均）	4,182 件	5.0 分	436 件	2.8 分	211 件	4.2 分	378 件	4.7 分	583 件	3.7 分

5　火災予防業務

都民生活の安全・安心を確保するには火災を未然に防止することが、極めて重要です。このため、建築物の建設にかかわる事前相談や図面等の審査、危険物施設の許認可をはじめ、建築物等の危険実態に応じた防火査察の実施、自衛消防訓練の指導などを推進しています。

5－1　防火査察の実施状況

防火査察とは、建物や危険物施設等に立ち入り、消防設備の状況や防火管理の状況、危険物の取扱いの状況等について検査を行うものです。消防法令の違反があった場合は、関係者に通知して是正を促します。また、必要に応じ、行政措置（警告、命令等）をとり、出火危険や人命危険を排除します。

過去3年間の防火査察実施状況は下記のとおりです。

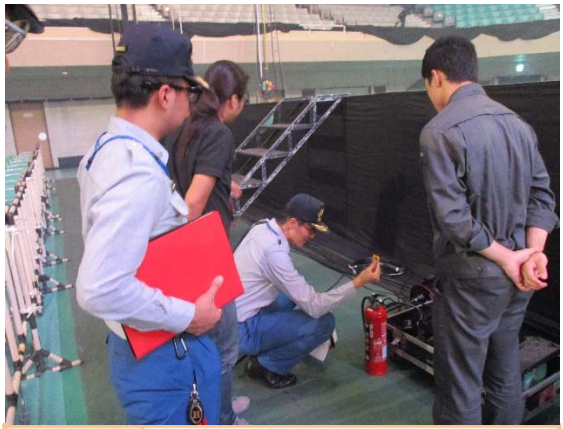

写真 32　大規模観覧施設への防火査察の様子

第 3 表　防火査察実施状況

	政令対象物（建物）	危険物施設	合計
平成 26 年中	41,480 件	1,881 件	43,361 件
平成 27 年中	41,087 件	1,786 件	42,873 件
平成 28 年中	40,644 件	2,264 件	42,908 件

5－2　優良防火対象物認定表示制度

「優良防火対象物認定表示制度」は、建物関係者からの申請に基づき、建物の防火安全性を審査し、防火上優良な建物であると認定された場合は、優良防火対象物認定証（通称：優マーク）を建物等に表示できる制度です。都民は、このマークにより建物の防火安全性を確認することができます。

写真 33　優良防火対象物認定証

6　消防団

消防団は、それぞれの職業に就きながら、我が街を守るとの使命感のもと、男性のほか、女性も多く活躍し、自営業や会社員、更には学生や主婦などで組織している消防機関です。

消防団員は消防署と連携し、消火活動や人命救助などの活動のほか、地域防災力の要として地域住民に対し、防火防災訓練や応急救護指導等を行っています。

東京消防庁が事務を受持つ特別区内の消防団は、各消防署の管轄区域ごとに設置され、地域の住民のほか事業所勤務者、学生等で組織されています。

多摩地域（稲城市を除く。）の 25 市 3 町1村の消防事務は、東京都が受託していますが、消防団と消防水利施設の設置等に関することは受託事務の対象から除かれているため、各市町村で運営管理を行っています。

各消防団の現況については下表のとおりです。

写真 34　消防操法訓練

写真 35　応急救護指導

写真 36　消火活動

写真 37　救助訓練

第 4 表　消防団の現況

		消防団	団員（定数）
特別区		58 団	16,000 人
多摩	受託地域	29 団	8,627 人
	受託外地域	1 団	207 人
島しょ地域（受託外）		10 団	1,554 人
合計		98 団	26,388 人